

# 農林水産部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会審査報告書 (鳥取県立農村総合研修所)

農林水産部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（以下「審査・評価委員会」という。）として、次のとおり鳥取県立農村総合研修所（以下「研修所」という。）の指定管理候補者を鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第5条の基準に基づいて審査・選定した。

## 1 指定管理候補者（指名指定）

鳥取県農業協同組合中央会（鳥取市末広温泉町 723 番地） 代表理事長 栗原 隆政

## 2 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

## 3 指定管理料の額

なし（指定管理者の業務に要する経費は利用料金等により賄うものとする。）

## 4 選定理由

研修所の指定管理について上記の団体を指名し、審査・運営評価委員会において指定手続条例第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、当該施設の設置目的である「農村指導者等の研修のための利用に供し、もって農業の振興に資する」ため、県内農業関係団体等と連携しながら研修を企画・実施できる団体であり、研修所の管理運営を適切に行うことができると認められることから、上記の団体を指定管理候補者として適当であると認めた。

## 5 審査委員会の選定経緯

### (1) 審査委員

氏 名	所 属 等
村上 敦志（委員長）	鳥取県農林水産部次長
小前 智栄美（副委員長）	鳥取中央農業協同組合総代
中山 実郎	公立大学法人公立鳥取環境大学経営学部教授
西原 昌彦	税理士
柿原 弥生	農業生産者

### (2) 開催経緯

#### ア 第1回審査委員会

令和5年6月13日（火）から同年6月20日（火）まで

指定管理者審査要項案（指定管理候補者の審査方法・基準）を上記期間、書面で審査

#### イ 第2回審査委員会

令和5年10月6日（金）

面接審査を実施後、採点及び採点結果の審議、指定管理候補者の選定

(3) 選定基準

	審査基準	審査項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	○管理の基本的な考え方の適合性 (施設設置目的の理解、管理運営の方針等)	必須 ※平等な利用が確保できないと認められる場合は失格
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 (サービス向上策、利用促進策等) ○管理の基準 〔開所時間、休所日、利用料金等の設定、 個人情報保護、情報の公開〕 ○施設設備の維持及び衛生管理の水準 ○事故・事件の防止措置、緊急時の対応 ○利用者等の要望の把握	55
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○収支計画及び見積内容	20
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	○法人等の財政基盤、経営基盤 ○組織及び職員の配置等 ○現在の施設職員の継続雇用に関する方針 ○関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ○法人等の社会的責任の遂行状況 〔障がい者雇用 男女共同参画推進企業等の認定等 ISO14001・TEAS I種規格等の認証等 あいサポート企業等の認定等〕 ○当該施設の管理運営状況の実績評価 ※申請者が現在の指定管理者の場合のみの審査項目	26

(4) 審査結果 (面接審査及び書類審査) ※点数は審査会出席委員の平均

選定基準	配点	鳥取県農業協同組合中央会
1	適/不適	適
2	55	43.33
3	20	11.33
4	26	13.00
合計	101	67.66

主な審査項目に対する委員からの主な意見等

○選定基準1【施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること】

- ・施設の平等な利用が確保できるものと評価された。

○選定基準2【施設の効用を最大限に発揮させるものであること】

- ・コロナ禍に対応したインターネット環境の整備や、パソコン関連機器の貸し出しを行うなど、利用者ニーズを踏まえたサービス提供が引き続き計画されている。
- ・新型コロナウイルスの影響で利用者が減少している中でも、家族が新型コロナウイルスに感染し療養施設に入所する際、保育が必要な子どもを預かるための施設として場所を提供するなど、工夫が感じられた。
- ・コロナ禍では難しい面もあるが、利用促進に向け、アグリキッズスクール等と絡めて、研修施設（宿泊棟）を活用してはどうか。

○選定基準3【管理に係る経費の効率化が図られるものであること】

- ・新型コロナウイルスの影響が続くようであれば、宿泊棟の利用再開など、急激な利用の改善は難しい。広く施設を周知し、利用促進による収入増を期待する。

○選定基準4【管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること】

- ・管理を安定的に行うために必要な人員を有し、また安定した財政的基礎を有していると評価された。

## 6 指定管理候補者の事業計画の概要

### (1) 管理運営の基本的な考え方

- ・農村指導者等の研修のための利用に供しつつ、農業に対する理解を深めるため広く一般県民に利用していただくよう努める。
- ・施設の運営については、利用しやすい環境づくりを目指し、利用促進を図る。

### (2) サービスの提供内容

- ・農業に関する図書コーナーを設営し、保管している図書やビデオの貸し出しを行う。
- ・利用者へアンケート調査を実施し、意見・要望を吸い上げ運営に反映する。
- ・研修所の案内を日本農業新聞、JA機関誌への掲載、他の協同組合（漁連、森連、生協等）、地元自治体等へ積極的にPRを行い、利用促進に努める。
- ・インターネットの設置やパソコン関連機器の貸出により、利用者の利便性の向上を図る。

### (3) 施設管理

- ・定期的な清掃作業や冷暖房設備の保守管理等を行い、利用者に快適で安心安全な環境を提供する。
- ・衛生管理については、施設内完全分煙や定期的な浄化槽の点検等を行う。

### (4) 開所時間・休所日

現行の開所・閉所時間を維持しつつ、利用者からの申し込みがあれば開所時間の延長や臨時開所に応じる。

開所時間：午前8時30分から午後5時まで

休所日：週休日、祝日、年末年始（12/29～1/3）、盆（8/13～15）

**(5) 事故・事件の防止措置と緊急時の対応等**

- ・火災報知機の設置や進入防止システムの導入による警備会社と連動した連絡体制を整備し、夜間、定期的に警備会社による見回りを実施する。
- ・万が一に備えて、避難マニュアルを作成し、図上訓練を実施する。
- ・利用者、来所者の急な病気、けが等に対応できるよう、初期行動・処理の訓練を実施する。

**(6) 管理経費**

専門技術を有する業者に対して、合見積もりにより選定し、経費の節減に努める。

**(7) 組織及び職員の配置等**

常勤職員として所長、職員の2名、臨時職員の合計3名を配置し、常時1名が当該施設に駐在して受付業務等に対応する。

<p>条 例 名 等</p>	<p>公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立とっとり花回廊）について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由          地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概 要</p> <p>（1）公の施設の名称          鳥取県立とっとり花回廊</p> <p>（2）指定管理者          とっとり花回廊・地域活性化コンソーシアム          代表者 鳥取市相生町四丁目411番地          一般財団法人鳥取県観光事業団          理事長 安田 達昭          鳥取市永楽温泉町214番地          一般社団法人鳥取県造園建設業協会          会長 西谷 勝之</p> <p>（3）指定の期間          令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）</p> <p>（4）理由          とっとり花回廊の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、とっとり花回廊・地域活性化コンソーシアムを指定管理者として指定しようとするものである。</p> <p>（参考）選定方法：公募</p>

## 農林水産部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会審査報告書 (鳥取県立とっとり花回廊)

農林水産部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（以下「審査・運営評価委員会」という。）として、次のとおり鳥取県立とっとり花回廊（以下「とっとり花回廊」という。）の指定管理候補者を鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第5条の基準に基づいて審査・選定した。

### 1 指定管理候補者

とっとり花回廊・地域活性化コンソーシアム

〔代表者〕

一般財団法人鳥取県観光事業団（鳥取市相生町四丁目 411 番地） 理事長 安田 達昭

〔構成団体〕

一般社団法人鳥取県造園建設業協会（鳥取市永楽温泉町 214 番地） 会長 西谷 勝之

### 2 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

### 3 指定管理料の額

1,834,805千円（債務負担行為額1,872,255千円）

〔参考〕単年度指定管理料の額

年度	指定管理料の額
令和6年度	366,961,000円
令和7年度	366,961,000円
令和8年度	366,961,000円
令和9年度	366,961,000円
令和10年度	366,961,000円

### 4 選定理由

とっとり花回廊の指定管理者の指定に当たっては、1団体のみ応募があり、審査委員会において指定手続条例第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、サービス向上、利用促進、観光振興及び県内花き振興への取組、施設設備の維持管理など種々の点で努力や、積極的な工夫が図られるとともに、これまでの実績や経営基盤の安定性も認められることから、上記の団体を指定管理候補者として適当であると認めた。

### 5 公募の経緯

#### (1) 募集期間

令和5年7月4日（火）から同年8月17日（木）まで（現地説明会7月20日（木）、2社参加）

#### (2) 応募者

応募者（代表者）	所在地
とっとり花回廊・地域活性化コンソーシアム 〔代表者〕 一般財団法人鳥取県観光事業団 理事長 安田 達昭	鳥取市相生町四丁目 411 番地

[構成団体] 一般社団法人鳥取県造園建設業協会 会長 西谷 勝之	
--	--

## 6 審査委員会の選定経緯

### (1) 審査委員

氏名	所属・役職等
遠藤 達也 (委員長)	鳥取県苗物・鉢物生産研究会役員
古川 嘉彦 (副委員長)	古川嘉彦税理士事務所 税理士
山崎 裕美子	皆生菊乃家 若女将
桐原 真希	自然観察指導員、とっとり・なんぶ手自然ネットワーク代表
栃本 義博	鳥取県農林水産部農業振興局長

### (2) 開催経緯

ア 第1回審査委員会：令和5年6月15日（木）

指定管理者制度及びとっとり花回廊の概要説明、募集要項・審査項目等の審議

イ 第2回審査委員会：令和5年9月5日（火）

面接審査の実施後、採点及び採点結果の審議、指定管理候補者の選定

### (3) 選定基準

	選定基準	審査項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理の基本的な考え方の適合性</li> <li>施設設置目的の理解</li> <li>指定管理者となることを希望する理由</li> <li>管理運営の方針</li> </ul>	必須
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容（観光振興への取組、花き振興への取組、サービス向上策、利用促進策等）</li> <li>植栽管理計画の内容（県内花き園芸の振興の取組（考え方）、植栽のデザイン企画、展示、管理等）</li> <li>施設管理（設備の維持管理・衛生管理、外部委託の考え方）</li> <li>管理の基準 <ul style="list-style-type: none"> <li>開園時間、休園日、利用料金等の設定</li> <li>交流・学習活動への取組</li> <li>個人情報保護、情報の公開</li> </ul> </li> <li>事故・事件の防止措置、緊急時の対応</li> <li>利用者等の要望の把握及び対応方針</li> </ul>	60
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>収支計画及び見積内容</li> <li>県の委託料額の多寡</li> </ul>	9
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人等の財政基盤、経営基盤</li> <li>組織及び職員の配置等</li> <li>現在の施設職員の継続雇用に関する方針</li> </ul>	31

	みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況</li> <li>・ 法人等の社会的責任の遂行状況</li> <li>障がい者雇用</li> <li>男女共同参画推進企業等の認定等</li> <li>ISO14001・TEAS I 種規格等の認証等</li> <li>あいサポート企業等の認定等</li> <li>・ 当該施設の管理運営状況の実績評価</li> <li>※申請者が現在の指定管理者の場合のみの審査項目</li> </ul>	
--	---------------------------	---	--

(4) 審査結果（面接審査及び書類審査） ※点数は審査会出席委員の平均

	配点	とっとり花回廊・地域活性化コンソーシアム
選定基準1	適/不適	適
選定基準2	60	39.56
選定基準3	9	6.36
選定基準4	31	19.70
合計	100	65.62
提案された指定管理料		1,834,805 千円

<p>主な審査項目に対する委員からの主な意見等</p> <p>○選定基準1【施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の平等な利用を確保できるものと評価された。</li> </ul> <p>○選定基準2【施設の効用を最大限に発揮させるものであること】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 展示・管理について、花の愛好家は技術的に高レベルの人が多く、その方々をうならせるくらいのテーマパークとなるよう期待する。</li> <li>・ ただ唯一というだけでなく、上手に情報を発信し、話題性の提供が重要なポイントである。</li> <li>・ シルバー層の活躍も求められているが夏場の活動等健康面が心配。作業の効率化の点で機械化等も検討すべき。</li> <li>・ 新企画を話し合わせ積極的に実行されている様子も聞き、前向きな姿勢が感じられる。</li> </ul> <p>○選定基準3【管理に係る経費の効率化が図られるものであること】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 造園協会と連携することで施設管理や魅力向上に向けた取組を強化しようとする方向性は評価できる。新しい視点での取組に期待する。</li> </ul> <p>○選定基準4【管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運営団体の財政基盤・経営基盤は安定しており、また、魅力向上に向けた取組は評価できる。</li> <li>・ どの分野も課題が多いが、今後、園内の野生生物を専属で担当する方を職員に入れられた方がいいのではないか。</li> </ul>
--

7 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 開園時間・休園日

・ 開園時間

4月～11月 午前9時から午後5時まで

12月～3月 午前9時から午後4時30分まで

ムーンライトフラワーガーデン、フラワーイルミネーション 午前9時から午後9時まで  
 フラワーイルミネーション（12月、1月） 午後1時から午後9時まで

・休園日

12月から3月の毎週火曜日及び年末年始（12月29日～1月1日）とするが、一部の休園日を夏期に振り替える。令和6年度は下記のとおりとし、令和7年度以降については毎年の事業計画に定める。

4月～6月、9月～11月 無休

7月～8月、12月～2月 毎週火曜日

3月 第1週、第2週の火曜日

・臨時開園、臨時閉園対応

旅行会社等から臨時開園を要請された場合は、県と協議の上柔軟に対応する。

また、台風や大雪等に関する警報が発せられたとき、または地震や火災などが発生したときなどには、お客様及び職員の安全が確保できるかどうか判断し、危険が及ぶと考えられるときには、県と協議の上臨時休園とする場合がある。

(2) 利用料金

原材料費、流通コスト、光熱費などの物価高騰による維持管理費の大幅な増加により、業務の効率化やコスト削減だけでは花回廊の魅力を維持・向上させる健全な管理運営の継続が困難な状況となっている。さらに今後の花回廊にとって不可欠な専門的知識・技術を有する有能な人材の雇用及び人材育成に必要な財源確保も大きな課題となっている。また、周辺の類似施設の状況や受益者負担の観点も含めて総合的に判断した結果、この度利用料金を下記のとおり改定する。

(単位：円)

区分	一般			小・中学生			小学生 未滿
	4～6月・ イルミネーション	7～11月 ・3月	12～2月・ ムーンライト	4～6月・イ ルミネーション	7～11月 ・3月	12～2月・ ムーンライト	
個人	1,200 (1,000)	960 (800)	500 (500)	600 (500)	480 (400)	250 (250)	無料
10名以上	1,080 (900)	860 (720)	450 (450)	540 (450)	430 (360)	220 (220)	
20名以上	960 (800)	760 (640)	400 (400)	480 (400)	380 (320)	200 (200)	

※ ( ) は現在の入園料金

【その他特別料金等】

・無料入園日の設定

とっとり県民の日（9月12日）、花の日（8月7日）、夏休み時期の小中学生の無料化を実施する。

その他、柔軟な利用料金の適正化として、花壇の植え替え時期など一時的に園の魅力が低下する日については、当日の料金体系を考慮した上で、園内で利用できる割引券を発行するなど柔軟な対応策を講じる。

(3) 観光の振興への考え方

コロナ禍で落ち込んだ入園者数をコロナ前の水準に戻し、さらに上乗せしていくこと、しかもそれを一時的ではなく、永続的に進めていくには、本当の意味の実力アップである「園としての魅力アップ」が必須であると考えている。それがあってはじめて広報や営業といった集客のための「ツール」が生きてくる。しっかりとした園づくりを進め、その上でタイムリーな誘客活動を

進めていく。

一方で鳥取県西部を代表する県立施設である花回廊には大きな役割があると認識している。花回廊は観光に関わる施設の中でも中心的な施設であり、地域活性化の観点でも中心的な役割を担うべき施設であると考えている。地元南部町とはフルーツロード構想での連携やワーケーション事業での連携、皆生温泉とはインバウンド観光客誘客での連携を行うなど、花回廊として地域経済の中でのしっかりとした位置づけを確立するため、現在進行形で取組んでいく。花回廊への誘客による関係団体や近隣施設への波及効果も含め、花回廊が地域の「核」として観光振興をリードできるよう努める。

2025年度には関西万博、2026年度には山陰道全線開通を控えている。県や周辺施設と協力しながら国外、県外からの誘客にしっかりと取組むとともに、鳥取県観光施設連絡協議会（観光事業団が事務局）を軸に鳥取県における東西観光関連施設の連携を強め、鳥取県内の観光客周遊化にも寄与したいと考えている。

#### （４）花き振興への考え方

県内花き振興への寄与について、下記項目を重点的に取組む。

- ・ 県内花壇苗農家の育成

開園以来 25 年、中心を担っていた鳥取県西部の花壇苗農家が減少の一途を辿っている。全農や J A、県指導機関と協力して鳥取県西部の花壇苗農家の育成をこれまで以上に進めることはもちろんだが、鳥取県東中部の花壇苗農家にも目を向け、県内全域の花壇苗農家の育成にも注力していきたいと考えている。

- ・ 県内花壇苗の発表の場

鳥取県内における新品種や珍しい品種の発表の場として花回廊を使っていただく。たくさんの方の来園者の目に触れることにより口コミで広がることはもちろんのこと、マスコミを使った露出によって、その存在が広がり認知されることも期待できる。

- ・ 県内花壇苗の大消費地

花回廊では展示・販売を通じて、年間約 40 万鉢の県内産花壇苗が消費される。今後とも花壇苗の大消費施設として積極的に取組んでいく。

#### （５）植栽管理への考え方

- ・ 花と緑あふれる憩いの場の提供

とっとり花回廊の持つ豊かな自然と大山の眺望を活かし、四季を通じて花と緑あふれる憩いの場を提供する。

- ・ 花壇苗の県内優先調達による花き生産の振興と P R

植栽する花壇苗の購入金額を増額するとともに、購入金額の 95%以上は県内産を使用する。園芸ショップでは、園内に展示した県産花壇苗の販売を充実する。

- ・ 希少植物や山野草展示のさらなる充実

希少植物の保有等として、大山の希少植物等の保護、増殖に取り組む。

展示の充実として、東館や自然散策エリアに山野草や絶滅危惧植物を展示する。

- ・ その他、魅力ある園づくりに向けた短期的・中長期的視点に立った取組

人気植物の拡大、環境にあった植物を導入する。

植物が健全に生育するための管理の方針を策定し、スケジュールと内容等について検討を進める。

来園者を飽きさせない取組、新規見所の造成として、タブの木の丘、花の谷の整備、フラワードームの整備、フラワードーム内コチョウランのトンネルの充実、ユリ花壇の増設、東館回廊沿いの整備、サクラの広場の整備を行う。

<p>条 例 名 等</p>	<p>公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館）について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概 要</p> <p>（1）公の施設の名称 鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館</p> <p>（2）指定管理者 鳥取市相生町四丁目411番地 一般財団法人鳥取県観光事業団 理事長 安田 達昭</p> <p>（3）指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）</p> <p>（4）理由 鳥取二十世紀梨記念館の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、一般財団法人鳥取県観光事業団を指定管理者として指定しようとするものである。</p> <p>（参考）選定方法：公募</p>

## 農林水産部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会審査報告書 (鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館)

農林水産部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（以下「審査・運営評価委員会」という。）として、次のとおり鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館（以下「梨記念館」という。）の指定管理候補者を鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第5条の基準に基づいて審査・選定した。

### 1 指定管理候補者

一般財団法人鳥取県観光事業団（鳥取市相生町四丁目 411 番地） 理事長 安田 達昭

### 2 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

### 3 指定管理料の額

454,800 千円（債務負担行為額 461,795 千円）

[参考] 単年度指定管理料の額

年度	指定管理料の額
令和6年度	90,960,000 円
令和7年度	90,960,000 円
令和8年度	90,960,000 円
令和9年度	90,960,000 円
令和10年度	90,960,000 円

### 4 選定理由

梨記念館の指定管理者の指定に当たっては、1団体のみ応募があり、審査委員会において指定手続条例第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、サービス向上、利用促進、観光振興及び県内果樹振興への取組、施設設備の維持管理など種々の点で努力や積極的な工夫が図られるとともに、これまでの実績や経営基盤の安定性も認められることから、上記の団体を指定管理候補者として適当であると認めた。

### 5 公募の経緯

#### (1) 募集期間

令和5年7月4日（火）から同年8月17日（木）まで（現地説明会7月20日（木）2社参加）

#### (2) 応募者

応募者（代表者）	所在地
一般財団法人鳥取県観光事業団 理事長 安田 達昭	鳥取市相生町四丁目 411 番地

### 6 審査委員会の選定経緯

#### (1) 審査委員

氏名	所属・役職等
竹内 潔（委員長）	鳥取大学地域学部地域学科 准教授
古川 嘉彦（副委員長）	古川嘉彦税理士事務所 税理士

稲井 巳幸	元とっとり観光親善大使
岸田 志保	梨農家
栃本 義博	鳥取県農林水産部農業振興局長

(2) 開催経緯

- ア 第1回審査委員会：令和5年6月16日（金）  
指定管理者制度及び鳥取二十世紀梨記念館の概要説明、募集要項・審査項目等の審議
- イ 第2回審査委員会：令和5年8月30日（水）  
面接審査の実施後、採点及び採点結果の審議、指定管理候補者の選定

(3) 選定基準

	選定基準	審査項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	・管理の基本的な考え方の適合性 施設設置目的の理解 指定管理者となることを希望する理由 管理運営の方針	必須
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	・施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 〔観光振興への取組、果樹振興への取組、サービス向上策、利用促進策等〕 ・管理の基準 〔開館時間、休館日、利用料金等の設定、個人情報保護、情報の公開〕 ・施設設備の維持及び衛生管理の水準 ・事故・事件の防止措置、緊急時の対応 ・利用者等の要望の把握及び対応方針	55
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	・収支計画及び見積内容 ・県の委託料額の多寡	15
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	・法人等の財政基盤、経営基盤 ・組織及び職員の配置等 ・現在の施設職員の継続雇用に関する方針 ・関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ・法人等の社会的責任の遂行状況 〔障がい者雇用 男女共同参画推進企業等の認定等 ISO14001・TEAS I種規格等の認証等 あいサポート企業等の認定等〕 ・当該施設の管理運営状況の実績評価 ※申請者が現在の指定管理者の場合のみの審査項目	30

(4) 審査結果（面接審査及び書類審査） ※点数は審査会出席委員の平均

	配点	(一財) 鳥取県観光事業団
選定基準1	適/不適	適
選定基準2	55	30.85
選定基準3	15	9.00

選定基準4	30	16.50
合計	100	56.35
提案された指定管理料		454,800 千円

<p>主な審査項目に対する委員からの主な意見等</p> <p>○選定基準1【施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の平等な利用を確保できるものと評価された。</li> </ul> <p>○選定基準2【施設の効用を最大限に発揮させるものであること】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重点を置いた観光振興への取組と果樹振興、サービスの向上への取組については、県立美術館との連携を図ることを意識するなど、高い評価を得られた。</li> </ul> <p>○選定基準3【管理に係る経費の効率化が図られるものであること】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目新しい取組はないが、全委員が適切な内容であると評価した。</li> </ul> <p>○選定基準4【管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財政基盤は問題なく、社会的責任の遂行状況もすべての項目で満点となったことから、高く評価できる法人であると認められた。</li> </ul>
--

## 7 指定管理候補者の事業計画の概要

### (1) 開館時間・休館日

#### ・開館時間

午前9時から午後5時まで（最終入館は午後4時40分）

#### ・休館日

第1・3・5の月曜日

（※）国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その直後の休日でない日、12月29日～1月3日とする。

#### ・臨時開園、臨時閉園対応

次に掲げる場合においては来館者サービスの面から、柔軟に対応する。

- ①倉吉未来中心において全国規模の大会・イベントなどが開催される場合
- ②旅行会社等から開館時間の延長を要請された場合

### (2) 利用料金

高校生以上 300円

小・中学生 150円

小学生未満 無料

※変更なし

### (3) 観光の振興への考え方

鳥取県内の観光施設等県立施設を複数管理運営し、それらが相互に有機的につながっており、それぞれが得た情報や人脈を組織一体で共有することで、施設単独で集客を行う場合に比べてはるかに大きな効力を発揮する。

2025年春開館予定の県立美術館は倉吉地区の目玉集客施設であり、他の倉吉パークスクエア内施設や倉吉市との連携事業により、倉吉地区のにぎわいを創出する。

ア 営業用データ、PR資料の整備による旅行会社担当者への訴求

イ 中部地域の観光関係団体と連携した活動

ウ 鳥取県立美術館との連携事業

エ 外国人観光客の誘致

#### (4) 果樹振興への考え方

①早期増収、②作業時間の短縮、③わかりやすい剪定作業を可能にする技術として、鳥取県でも導入が進んでいる「ジョイント栽培」棚の展示をすることにより、梨づくりも年々進歩していることを広くPRするとともに、この技術が広く認識されることで、梨の栽培者の取組が促進されることを目指す。また、ジョイント作業・枝の誘引作業等を、資料提供を行うことによりメディアを活用したPRを図っていく。次期指定管理期間には収穫が可能となるなど、ジョイント栽培の成長過程をご覧いただけるよう、成長過程を日記風に展示し来館者に広くPRする。

- ア 技術力の高い技術専門員の配置
- イ 県産果樹の情報発信
- ウ 梨ガーデンの生きた展示の活用
- エ 梨生産農家に情報収集・情報交換の場を提供
- オ 果樹経営の基盤強化
- カ 鳥取二十世紀梨親木の管理

#### (5) 食農教育の推進

子ども達に果樹生産と「食」に対する理解を深めるため、児童生徒を対象にした体験学習を実施するとともに、小中学校等の課外授業や教育旅行を積極的に受け入れていく。

また、果樹に親しみを感じてもらうため、若者が梨に興味を持ってくれるようなきっかけづくりを充実させていく。

- ア 学校関係者のニーズに対応したメニューの開発
- イ 梨に関する体験学習の実施
- ウ 夏休み親子自由研究教室の開催
- エ 地元食育グループと連携したスイーツづくり体験の開催
- オ 梨に関する動画の作成

<p>条 例 名 等</p>	<p>公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立二十一世紀の森）について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由          地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概 要</p> <p>（1）公の施設の名称          鳥取県立二十一世紀の森</p> <p>（2）指定管理者          とっどりの森を守り木を活かす会          代表者 鳥取市叶122番地西垣ビル3号室          鳥取県木材協同組合連合会          代表理事 前田 八壽彦          鳥取市湖山町西二丁目413番地          公益財団法人鳥取県林業担い手育成財団          代表理事 嶋沢 和幸</p> <p>（3）指定の期間          令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）</p> <p>（4）理由          二十一世紀の森の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、とっどりの森を守り木を活かす会を指定管理者として指定しようとするものである。</p> <p>（参考）選定方法：公募</p>

# 農林水産部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会報告書 (鳥取県立二十一世紀の森)

鳥取県農林水産部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（以下「審査委員会」という。）として、次のとおり鳥取県立二十一世紀の森の指定管理候補者を鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第5条の基準に基づいて審査・選定した。

## 1 指定管理候補者

とっどりの森を守り木を活かす会（共同企業体）

〔代表者〕

鳥取県木材協同組合連合会（鳥取市叶 122 番地西垣ビル3号室） 代表理事 前田 八壽彦

〔構成員〕

（公財）鳥取県林業担い手育成財団（鳥取市湖山町西二丁目 413 番地） 代表理事 嶋沢 和幸

## 2 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

## 3 指定管理料の額

56,755 千円（債務負担行為額 56,755 千円）

〔参考〕単年度指定管理料の額

年度	指定管理料の額
令和6年度	11,351,000 円
令和7年度	11,351,000 円
令和8年度	11,351,000 円
令和9年度	11,351,000 円
令和10年度	11,351,000 円

## 4 選定理由

鳥取県立二十一世紀の森の指定管理者の指定に当たっては、1団体から応募があり、審査委員会において指定手続条例第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、これまでの当該団体による管理運営の実績として利用者数が増加しており高く評価できること、木育、木工づくり、林業技術の向上・労災抑止など各施設の目的に沿った事業の実施により、十二分に施設の効用発揮が期待できることから、上記の団体が指定管理候補者として適当であると認めた。

## 5 公募の経緯

### (1) 募集期間

令和5年7月7日（金）から8月21日（月）まで

### (2) 応募者

応募者	所在地
とっどりの森を守り木を活かす会 〔代表者〕鳥取県木材協同組合連合会 代表理事 前田 八壽彦	鳥取市叶 122 番地 西垣ビル3号室

## 6 審査委員会の選定経緯

### (1) 審査委員

氏名	所属等
岸田 悟 (委員長)	鳥取県農業信用基金協会 会長理事
古川 嘉彦 (副委員長)	税理士
芳賀 ひとみ	元鳥取県立智頭農林高等学校地域コーディネーター
藤本 かおり	工房このか 代表
池内 富久	鳥取県農林水産部 森林・林業振興局長

### (2) 開催経緯

ア 第1回審査委員会：令和5年6月19日（月）

指定管理者制度及び鳥取県立二十一世紀の森の概要説明、募集要項・審査項目等の審議

イ 第2回審査委員会：令和5年8月28日（月）

面接審査の実施後、採点及び採点結果の審議、指定管理候補者の選定

### (3) 選定基準

	選定基準	審査項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること(指定手続条例第5条第1号)。	○管理の基本的な考え方の適合性 〔施設設置目的の理解、指定管理者を希望する理由、管理運営の方針等〕 ※平等な利用が確保できないと認められる場合は失格	必須
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること(指定手続条例第5条第2号)。	○施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 〔森林・林業・県産材の理解促進・教育・普及啓発や林業研修に関する事業、サービス向上策・利用促進策等〕 ○管理の基準 開館時間、休館日、個人情報保護、情報の公開等 ○施設設備の維持及び衛生管理の水準 ○事故・事件の防止措置、緊急時の対応 ○利用者等の要望の把握	40点
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること(指定手続条例第5条第2号)。	○収支計画及び見積内容 ○県の指定管理料額の多寡	20点
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること(指定手続条例第5条第3号)。	○組織及び職員の配置等 ○法人等の財務基盤、経営基盤 ○現在の施設職員の継続雇用に関する方針 ○関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ○法人等の社会的責任の遂行状況 〔障がい者雇用、男女共同参画推進企業の認定等、ISO14001・TEAS I種規格等の認証等、あいサポート企業認定等〕 ○当該施設の管理運営状況の実績評価 ※申請者が現在の指定管理者の場合のみの審査項目	40点

(4) 審査結果及(面接審査及び書類審査) ※点数は審査会出席委員の平均

区分	配点	とっつりの森を守り木を活かす会
選定基準1	適/不適	適
選定基準2	40	27.8
選定基準3	20	10.0
選定基準4	40	23.4
合計	100	61.2
提案された指定管理料		56,755千円

<p>主な審査項目に対する委員からの主な意見等</p> <p>○選定基準1【施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>管理運営の基本的な考え方は、施設の平等な利用を確保するのに十分である。</li> </ul> <p>○選定基準2【施設の効用を最大限に発揮させるものであること】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用者数の増加や満足度向上に向けたさらなる工夫が認められる。</li> <li>鳥取木材工芸振興会や各学校、障がい者団体とも一層の連携強化を図ることとしており、評価する。</li> <li>アンバサダーとして保育士を配置する提案を評価する。木育に教育要素がプラスされることを期待する。</li> <li>乳幼児だけでなく、小中学生になってからも継続して来てもらえる何かがあると良い。若者の目線も加わったら、さらにワクワクする施設になると思う。</li> <li>林業技術訓練センター(グートホルツ)の利用拡大の具体案が見られないため、活用を図られたい。</li> <li>施設内のイスやテーブルの角を丸くする等の配慮があれば良い。</li> </ul> <p>○選定基準3【管理に係る経費の効率化が図られるものであること】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>維持管理費の削減等自助努力がなされていることは評価できるが、支出計画の見通しの甘さが気になる。</li> <li>充実した施設であり、少額でも入館料又はイベント収入があっても良いのではないかと。または、無料で利用できるのは県の支援があるためというアピールをすると良い。</li> </ul> <p>○選定基準4【管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>構成する2団体ともに、財政基盤・経営基盤は安定している。</li> <li>県が示す基準以上の人員配置が提案されており、十分に専門的な人材が投入されている。</li> </ul>
---

7 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 管理運営の基本的な考え方

- 木の玩具での遊びや木工づくりの楽しさを通して、木を身近に感じてもらい、森林への理解が進んでいくことを期待する。
- 利用者のニーズに応えながら、さらなる利用者の増加に努める。

(2) 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容

ア 施設活用の取組方針

- 森林学習展示館(トッキーノ館)は、県の子育て施策と連携し、子育て応援施設の役割を果たす。
- 林業技術工芸実習館(とっつりピノキオ館)は、公民館活動、老人クラブ、子ども会等へ木工づくりをPRする。
- 林業技術訓練センター(グートホルツ)は、チェーンソー経験年数ごとの技術レベルアップや安全な伐倒技術の普及を行う。

- イ 森林・林業・県産材の理解促進・教育・普及啓発や林業技術の研修に関する業務の取組内容
  - ・パネル展示による森林・林業の仕事や木材の活用の理解促進、木の玩具の整備や木との触れ合いによる木育を進める。
  - ・森林教室（年2回）、木工教室（年2回）、林業研修（年4回）を実施する。
  - ・県産材の製品展示を実施する。

ウ サービスの向上策と利用促進に向けた取組み

- ・中山間地の利用が少ないため、保育園等にPRする。
- ・平日の来園者へクッキーをプレゼントし、平日の利用増加を図る。

**(3) 施設管理**

ア 施設設備等の維持管理、安全・衛生管理に向けた考え方

- ・木製玩具の日々の点検と消毒を実施する。
- ・週間の清掃作業を決めた上で、日々の清掃作業を実施する。
- ・週末に20cmの積雪があれば、開館前に除雪を完了させる。県道の除雪受託実績がある業者等を委託先に選定する。

イ 外部委託の考え方

- ・鳥取県に本社があり、外部委託する業務に精通している業者へ発注する。
- ・購入する品目によっては、福祉作業所へ発注する。

**(4) 開館時間及び休館日**

- ・開館時間は午前9時から午後4時30分までとする。
- ・休館日は1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までを基本とする。  
また、毎週火曜日を休館日とし、館内の清掃作業、維持工事を行うが、団体利用等の連絡があれば開館するなど、柔軟に対応する。

**(5) 事故・事件の防止措置と緊急時の対応等**

- ・事故、事件が発生した場合、当日職員が初期対応を行い、管理者及び県に速やかに連絡する。
- ・利用者の苦情等については、管理者が処理にあたる。

**(6) 個人情報保護等への対応**

- ・個人情報は一定期間保管後、シュレッダーで処理する。
- ・個人情報以外の情報については、県と協議の上、原則公開する。

**(7) 利用者等の要望の把握及び対応方針**

- ・ホームページ、アンケート用紙で要望を聞き取り、その結果・対応をホームページと施設内掲示板で公開する。

**(8) 組織及び職員の配置等**

- ・林業に関する実務経験者を管理者とする。
- ・林業に係る大学の修了者を林業技術・安全業務等担当（技術センター長）として配置する。
- ・管理者1名、館長1名、技術センター長1名、庶務スタッフ（経理の資格保有者）1名、常駐スタッフ3名（非常勤）の配置が可能である。
- ・常時1名以上の職員を配置する。

**(9) その他の計画等**

- ・指定管理者に決定した場合は直ちに県及び関係者との調整等の準備に着手する。